

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次ページ

## 規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則  
..... (情報政策課) 27

## 告 示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課) 27  
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課) 27  
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課) 28  
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課) 28  
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2 件) ..... (治山課) 28  
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 29  
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 29  
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 29  
○道路の供用の開始..... (道路整備課) 29

## 札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 30

## 道労働委員会告示

○北海道労働委員会あっせん員候補者..... 30

## 規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道規則第134号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則  
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年北海道規則第33号) の一部を次のように改正する。  
別表第 1 を次のように改める。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

| 条 例 名                            | 手続等の根拠規定                                     |
|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 北海道税条例 (昭和25年北海道条例第56号)          | 第35条 (納付に係る部分を除く。) 及び第41条第 1 項 (納付に係る部分を除く。) |
| 北海道情報公開条例 (平成10年北海道条例第28号)       | 第13条本文                                       |
| 北海道苦情審査委員に関する条例 (平成10年北海道条例第45号) | 第11条本文                                       |

## 附 則

この規則は、平成18年 1 月30日から施行する。

## 告

## 示

## 北海道告示第923号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、平成17年12月 9 日、芦別市土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道告示第924号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 1 項の規定により、当別町当別中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成17年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第925号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 事業主体名 | 地 区 名  | 事 業 の 種 類           | 完了年月日      |
|-------|--------|---------------------|------------|
| 旭 川 市 | 聖 台    | 基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水） | 平成17.11. 4 |
| 同     | 千代ヶ岡中央 | 同                   | 同          |

北海道告示第926号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島南沿岸小谷石漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島南沿岸小谷石漁港海岸保全区域

| 市町村名  | 海 岸 保 全 区 域 |
|-------|-------------|
| 上 磯 郡 | 指 定 の 区 域   |
| 知 内 町 |             |

- 1 点の位置
- 基 点
- 1
- 北海道上磯郡知内町字小谷石100番の南西角から144度の方向43メートルの点
- 2
- 1 から33度の方向155メートルの点
- 3
- 4 から220度の方向86メートルの点
- 4
- 北海道上磯郡知内町字小谷石49番の2 東角
- 5
- 同 45番の東角
- 6
- 同 39番の東角
- 7
- 6 から79度の方向61メートルの点
- 補助点
- 1 の 1
- 1 から144度の方向125メートルの点
- 2 の 1
- 2 から145度の方向149メートルの点
- 3 の 1
- 3 から159度の方向30メートルの点
- 7 の 1
- 7 から155度の方向43メートルの点
- 2 区 域

- 小谷石西地区海岸
- 1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 小谷石東地区海岸
- 3、4、5、6、7、7の1、3の1及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第927号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 礼文郡礼文町大字香深村字ナイヲロ214
- 2 指 定 の 目 的
- 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- 字ナイヲロ214（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第928号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 枝幸郡枝幸町下幌別6385、6503
- 2 指 定 の 目 的
- 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内637の6

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第930号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字砂原2丁目600の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 砂防設備用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町野田生817の3、941の3

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字ウツナイ20の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 用排水路用地とするため

4(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字昆布刈石21の7・23の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第931号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 路線名及び縦覧場所          | 供 用 開 始 の 区 間      | 供用開始の期日    |
|--------------------|--------------------|------------|
| 道道 江 別 奈 井 江 線     | 空知郡北村字幌達布54番47地先から | 平成17.12.20 |
| 北海道札幌土木現業所         | 空知郡北村字幌達布110番1地先まで |            |
| 道道 泉 沢 新 千 歳 空 港 線 | 千歳市美々2187番1地先から    | 同          |
| 北海道札幌土木現業所         | 苫小牧市字美沢323番1地先まで   | 午前10時      |
| 道道 夕 張 岩 見 沢 線     | 岩見沢市朝日町120番1地先から   | 平成17.12.20 |
| 北海道札幌土木現業所         | 岩見沢市朝日町76番地先まで     |            |

|                            |                                                       |                     |                                                                             |
|----------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 道道 上厚真苫小牧線<br>北海道室蘭土木現業所   | 苫小牧市字沼ノ端590番6地先から<br>苫小牧市字沼ノ端134番257地先まで              | 平成17.12.20          | (2) 住 所 札幌市中央区北11条西4丁目1番地                                                   |
| 道道 洞 爺 虻 田 線<br>北海道室蘭土木現業所 | 虻田郡虻田町字三豊290番2地先から<br>虻田郡虻田町字三豊20番2地先まで               | 同 17.12.26          | 4 落札金額<br>55,000,000円                                                       |
| 道道 ニセコ高原比羅夫線<br>北海道小樽土木現業所 | 虻田郡倶知安町字山田72番11地先から<br>虻田郡倶知安町字比羅夫146番3地先（一般国道5号交点）まで | 同 17.12.20<br>午前11時 | 5 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札                                                   |
|                            |                                                       |                     | 6 一般競争入札の告示<br>平成17年10月18日付け札幌医科大学告示第75号                                    |
|                            |                                                       |                     | 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地<br>(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課<br>(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目 |

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第86号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年12月20日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量  
麻酔管理システム 一式

2 落札を決定した日  
平成17年11月29日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社ムトウ

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成17年12月20日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

| 氏 名                  | 現 職                                  | 経 歴                                       | 委 嘱 年 月 日  |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| そ ね まさゆき<br>曾 根 理 之  | 北海道労働委員会第36期会長<br>弁 護 士              | 北海道地方労働委員会第29期～第34期公益委員、第35期会長代理          | 平成16.11. 1 |
| どうこうてつなり<br>道 幸 哲 也  | 北海道労働委員会第36期会長代理<br>北海道大学大学院法学研究科教授  | 北海道大学法学部教授<br>北海道地方労働委員会第25期～第35期公益委員     | 同          |
| むらおか<br>村 岡 ひとみ      | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>北海道武蔵女子短期大学教授    | 北海道武蔵女子短期大学助教授<br>北海道地方労働委員会第32期～第35期公益委員 | 同          |
| はま だ やすゆき<br>濱 田 康 行 | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>北海道大学大学院経済学研究科教授 | 北海道大学経済学部教授<br>北海道地方労働委員会第35期公益委員         | 同          |
| なり た のり こ<br>成 田 教 子 | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>弁 護 士            | 札幌弁護士会副会長                                 | 同 17.12. 9 |
| いしぐろまさ と<br>石 黒 匡 人  | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>小樽商科大学商学部教授      | 小樽商科大学商学部助教授<br>北海道地方労働委員会第34期～第35期公益委員   | 同 16.11. 1 |
| の ぐちみき お<br>野 口 幹 夫  | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>弁 護 士            | 北海道地方労働委員会第35期公益委員                        | 同          |

|                      |                                                      |                                                         |            |
|----------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| といわこういち<br>樋 川 恒 一   | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>弁 護 士                            | 北海道地方労働委員会第35期公益委員                                      | 平成16.11. 1 |
| もとひさよういち<br>本 久 洋 一  | 北海道労働委員会第36期公益委員<br>小樽商科大学商学部助教授                     | 早稲田大学法学部助手                                              | 同          |
| おり とりょう じ<br>折 戸 良 治 | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>北海道電力関連産業労働組合総連合会特別執行委員         | 全北海道電力労働組合執行委員長<br>北海道地方労働委員会第34期～第35期労働者委員             | 同          |
| さ とうこういち<br>佐 藤 公 一  | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>サービス・ツーリズム産業労働組合連合会北海道地方連合会事務局長 | 日本労働組合総連合会北海道連合会石狩地域協議会事務局長<br>北海道地方労働委員会第32期～第35期労働者委員 | 同          |
| おおふねしゅういち<br>大 船 修 一 | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>日本製鋼所室蘭労働組合特別顧問                 | 日本労働組合総連合会北海道連合会胆振地域協議会会長<br>北海道地方労働委員会第34期～第35期労働者委員   | 同          |
| さ とうこう じ<br>佐 藤 公 治  | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合特別執行委員     | 日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合執行委員長<br>北海道地方労働委員会第35期労働者委員       | 同          |
| むらかみ かおる<br>村 上 薫    | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会特別執行委員   | 日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会事務局長<br>北海道地方労働委員会第35期労働者委員      | 同          |
| た べ とおる<br>田 部 徹     | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>全日本自治団体労働組合北海道本部特別執行委員          | 北海道地方自治研究所常務理事                                          | 同          |
| あき た きみお<br>秋 田 喜美男  | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>全日本郵政労働組合北海道地方本部顧問              | 日本労働組合総連合会北海道連合会副会長<br>北海道地方労働委員会第32期～第35期労働者委員         | 同          |
| もり すみ お<br>森 澄 男     | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>U I ゼンセン同盟北海道支部長                | 日本労働組合総連合会北海道連合会副会長                                     | 同          |
| お ぐら かなこ<br>小 倉 佳南子  | 北海道労働委員会第36期労働者委員<br>丸井今井労働組合中央副執行委員長                |                                                         | 同          |
| お いえまさゆき<br>小 家 正 幸  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>日通機工株式会社顧問                      | 日本通運株式会社旭川支店長<br>北海道地方労働委員会第31期～第35期使用者委員               | 同          |
| くりはらかつのり<br>栗 原 勝 憲  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>北海道経営者協会専務理事                    | 北海道経営者協会理事・事務局長<br>北海道地方労働委員会第34期～第35期使用者委員             | 同          |
| たかさきあい こ<br>高 崎 愛 子  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>株式会社太平洋観光札幌相談役                  | 株式会社太平洋観光札幌代表取締役社長<br>北海道地方労働委員会第31期～第35期使用者委員          | 同          |
| ほう ば みのる<br>寶 保 稔    | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>合名会社総合プランニングアシスタント代表社員          | 函館経営者協会幹事会代表<br>北海道地方労働委員会第30期～第35期使用者委員                | 同          |
| はしもとたかかず<br>橋 本 隆 一  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>はしもと人事労政事務所代表                   | 豊平製鋼株式会社常勤監査役<br>北海道地方労働委員会第34期～第35期使用者委員               | 同          |
| しめ の かず お<br>示 野 一 雄 | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>株式会社ホクブ代表取締役社長                  | 北海鋼機株式会社常務取締役<br>北海道地方労働委員会第29～32、35期使用者委員              | 同          |

|                      |                                        |                                           |            |
|----------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| はす い けい こ<br>蓮 井 慶 子 | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>株式会社早稲田セミナー札幌校顧問  | 株式会社早稲田セミナー札幌校校長                          | 平成17. 5.16 |
| おおつるのり お<br>大 鶴 徳 雄  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>北海道電力株式会社人事労務部部长  | 北海道電力株式会社京極水力発電所建設所長                      | 同 17.11.14 |
| はたやまかずゆき<br>畑 山 一 之  | 北海道労働委員会第36期使用者委員<br>王子製紙株式会社苫小牧工場業務部長 | 王子製紙株式会社苫小牧工場業務副部长<br>北海道地方労働委員会第35期使用者委員 | 同 16.11. 1 |
| よこやまたけひこ<br>横 山 健 彦  | 北海道労働委員会事務局長                           | 北海道教育庁生涯学習部長                              | 同 16. 4. 9 |
| か せ やすろう<br>加 瀬 康 郎  | 北海道労働委員会事務局次長                          | 北海道上川支庁副支庁長                               | 同 17. 4. 8 |
| ほん だ きみ お<br>本 多 公 男 | 北海道労働委員会事務局総務課長                        | 北海道出納局物品管理課長                              | 同 16. 4. 9 |
| たかはしよしなお<br>高 橋 良 直  | 北海道労働委員会事務局審査課長                        | 北海道人事委員会事務局任用課参事                          | 同          |
| えんどう き よし<br>遠 藤 喜 由 | 北海道労働委員会事務局調整課長                        | 北海道環境生活部参事                                | 同 17. 4. 8 |
| かたおかしん じ<br>片 岡 伸 二  | 北海道労働委員会事務局参事（個別対策）                    | 北海道農政部農地調整課主幹                             | 同 15. 9.12 |

正 誤

○平成17年 9 月26日（第1708号）  
北海道告示第704号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
44 左 20  
誤 爾志郡乙部町（次の図に示す部分に限る。）  
正 爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙部町（次の図に示す部分に限る。）